
仙 台 市
補装具費支給制度
Q & A

《視覚障害編・販売店向け》

目 次

はじめに	1
第1章 厚生労働省補装具関連Q & A	2
第2章 仙台市補装具関連Q & A	4
第3章 事務処理関連Q & A	6

令和4年9月
仙台市障害者総合支援センター

はじめに

この資料は、視覚障害の補装具費支給事務にかかるQ&Aです。

第1章には、「厚生労働省補装具関連Q&A」の中から、視覚障害の補装具費支給に関する事項を抜粋し、一部内容をわかりやすく修正したものを記載しております。「補装具関連Q&A」は、告示改正等に伴い、取扱いが変更となった内容も記載されています。ここでは、現在の基準等に照らして活用可能なものを記載しています。「補装具関連Q&A」の詳細に関しては、以下の手順でホームページを検索し、閲覧してください。

[厚生労働省](#)>[障害者福祉](#)>[施策情報→福祉用具](#)>[補装具費支給制度](#)>[補装具関連Q&A](#)

第2章には、これまで当センターに寄せられた質問に対する回答を記載しています。

第3章には、事務処理において、押さえておくべき確認事項を記載しています。

第1章 厚生労働省補装具関連Q&A

■視覚障害者安全つえ

問1 主体の繊維複合材料とは？

答1 つえの素材がグラスファイバー、カーボンファイバー、アラミド繊維等であるものです。主体が木材、軽金属ではない素材のつえ全般と考えてください。

参考：H27.3.31 QA1

問2 基準額と加算の考え方は？

答2 実際に支給を行うつえについて、カタログ等から当該つえが持つ構造等を確認することにより、基本構造にかかる基準額と、該当する加算を積み上げることにより上限額を設定します。なお、夜光装置については、自ら発光するものではなく、いわゆる反射材のことをいいます。

例えば、主体がグラスファイバー、プラスチックの石突、白色、ゴムグリップ、全面夜光材付きの普通用の視覚障害者安全つえについては、下記参考例のとおりとなります。

参考例

① 普通用（グラスファイバー、プラスチックの石突、白色）	3,550円
② ゴムグリップ	660円
③ 全面夜光材	1,200円
合計（①+②+③）	5,410円

参考：H27.3.31 QA2

問3 普通用と携帯用の複数支給の考え方は？

答3 補装具費支給制度では、補装具の修理を行っている間等の当該補装具の代用品（スペア）の支給は認めていません。しかし、構造や用途が別であれば、同一種目においても複数支給を認めることは可能です。この趣旨と障害者の生活状況を踏まえて、普通用と携帯用のそれぞれを支給する必要があるか判断します。

複数支給可能な例

普通用 身近な地域を移動する際に必要。

携帯用 バスや電車等の公共交通機関を利用する際の乗車時に他の乗客に配慮して、折り畳み携帯する必要がある。

参考：H26.3.31 QA3

問4 身体支持併用の支給には、肢体不自由の身体障害者手帳の所持が必要か？

答4 肢体不自由の身体障害者手帳所持の有無は問いません。対象者は、視覚障害で、身体支持併用のつえの支給が必要な方です。

参考：H22.10.29 QA6

■眼鏡

問1 眼鏡の複数支給の考え方は？

答1 眼鏡の種目の中には、矯正用、遮光用など、それぞれ構造が異なった種類があり、その用途が異なっているため、個々の方の視覚障害の程度や生活環境等を踏まえて、眼鏡という種目の中で複数支給することは可能です。例えば、矯正用、遮光用、弱視用を同時に支給することもあり得ます。

複数支給可能な例

矯正用 日常生活全般で視力改善を図るために必要。

遮光用 屋外で強く眩しさを感じるため必要。

弱視用 矯正眼鏡装用だけでは見えない文字の読み書きに必要。

参考：H26.3.31 Q A2

問2 視力障害を理由とした身体障害者手帳が交付されていない方に対し矯正用の支給は可能か？

答2 難病患者等の場合を除き、視野障害のみの身体障害者手帳所持者には支給できません。矯正用は、屈折異常や無水晶体眼等で視力障害を理由とする身体障害者手帳の交付を受けた方であって、矯正用にて視力が改善される方を対象に支給します。なお、難病患者等の場合は、身体障害者手帳の交付は要件ではありませんが、矯正用眼鏡やコンタクトレンズで矯正しても身体障害者手帳の視力障害の対象となる程度の方が対象です。

参考：H22.10.29 Q A7、H25.3.15 Q A3-11

問3 視野障害のみの身体障害者手帳が交付された方に対して遮光用を支給する場合、どのように対応すべきか？

答3 矯正用（遮光用としての機能が必要な場合）での支給はできません。遮光用には、前掛け式と掛けめがね式の2種類があります。フレームを含んだ遮光用は、掛けめがね式で支給します。なお、矯正に要する費用は支給できません。あくまで、矯正なしの遮光レンズの額の支給となります。

参考：R1.8.8 Q A1

R2.3.31 告示改正により遮光用に掛けめがね式追加

第2章 仙台市補装具関連Q&A

■眼鏡

問1 眼鏡矯正用は、6D未満、6D以上10D未満、10D以上20D未満等、基本構造により価格が異なるが、補装具費支給意見書（眼鏡等）のどの箇所を見て判断するのか？

答1 意見書の必要とする補装具＞眼鏡＞矯正用＞【球面レンズ（SPH）】の数値により価格が決まります。球面レンズとは、近視や遠視を矯正するとき使用するレンズで、数値が－なら近視、＋なら遠視です。数値が大きくなると近視・遠視の度合いが大きくなります。

問2 眼鏡矯正用で左右異なる基本構造（レンズ度数）の場合、価格はどうか考えるべきか？

答2 度数の大きい方の価格を適用させます。例えば、右：6D未満・左：6D以上10D未満の場合は、6D以上10D未満の価格：20,200円とします。

問3 眼鏡矯正用は、6D未満、6D以上10D未満、10D以上20D未満等、基本構造により価格が異なるが、それぞれの基本構造に遮光用の機能が必要な場合、価格はどうか？

答3 基本構造（レンズ度数）にかかわらず、一律30,000円です。

問4 眼鏡矯正用では、乱視を含む場合は、片眼又は両眼にかかわらず4,200円増しとすること、とあるが、補装具費支給意見書（眼鏡等）のどの箇所を見て判断するのか？

答4 意見書の必要とする補装具＞眼鏡＞矯正用＞【円柱レンズ（CYL）】と【円柱軸（AX）】に数値の記載があれば乱視を含んでいます。円柱レンズとは、乱視を矯正する際に使用するレンズの度数です。円柱軸とは、乱視の角度です。乱視には方向（角度）があります。

問5 眼鏡矯正用：遮光用機能が必要な場合（→度あり）と、眼鏡遮光用：掛けめがね式（→度なし）の価格は、いずれも30,000円か？

答5 度ありも度なしも遮光用は30,000円です。ただし、矯正用：遮光用機能が必要な場合では、乱視加算が可能です。また、遮光用：掛けめがね式は、度なし遮光レンズ2枚1組と枠の価格です。矯正用の支給対象にならない方（第1章の眼鏡、問答2参照）に遮光用（掛けめがね式）を支給する場合で、度ありレンズにすることで費用が生じるときは、その費用は公費負担対象外、差額自己負担となります。なお、販売店によっては、度なしレンズと一定の度数のレンズが同一価格である場合があります。

問6 遠近両用眼鏡の取扱いはどのように考えるべきか？

答6 矯正用（遠用）と矯正用（近用）の2具支給となります。価格は以下の例を参考に積算してください。

例えば、遠用（6D未満・乱視含む）と近用（6D以上 10D未満・乱視含む）の遠近両用眼鏡の基準額。

① 矯正用遠用（6D未満） 17,600 円＋乱視加算 4,200 円＝21,800 円

② 矯正用近用（6D以上 10D未満） 20,200 円＋乱視加算 4,200 円＝24,400 円

③ 修理基準枠交換 8,000 円

①21,800 円＋②24,400 円－③8,000 円＝38,200 円

■コンタクトレンズ

問1 難病の円錐角膜（41番）の患者からコンタクトレンズ支給にかかる相談があったが、対象となるのか？

答1 円錐角膜患者の視力矯正では眼鏡ではなく、ハードコンタクトレンズ装用が有効とされています。コンタクトレンズを装用すると車の運転や就労継続が可能なまでに視力が出る場合が多いようです。この場合、第1章の眼鏡、問答2により支給対象とはなりません。

第3章 事務処理関連Q&A

■補装具費支給券

問1 視覚障害のある方に対する合理的配慮の提供の一環（送付された書類を読むことが難しい等）として、補装具費支給券を申請者ではなく、補装具販売事業者に送付してもらえるか？

答1 各区役所等は申請者の了解（同意書は不要）を得て、支給券と委任状を補装具販売事業者に送付することがあります。